



航空危険物規則書第 66 版(2025 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 66th Edition Effective 1 January 2025 ADDENDUM Posted 30 April 2025 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2025 年 1 月 1 日発効の第 66 版に対する下記の変更内容に留意されたい。
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線および下線と網掛け（PDF 版では黄色）で表示した。なお、ページ数はすべて JACIS 版航空危険物規則書のページ数を表している。

IATA 発行の ADDENDUM で訂正となっている項目のうち、日本語版を発行する時点で IATA の承認を得てすでに訂正を行った項目については、今回は掲載していない。そのため英語版とは一部異なる内容になっており、JACIS 版航空危険物規則書に対しての ADDENDUM（追補版）であることをご承知おき願いたい。

第 1 章

12 ページ 1.6 を以下のように訂正

1.6 セクションⅡの **リチウム**電池の輸送のための適切な指示 (Adequate Instruction for Shipping Section II **Lithium** Batteries)

1.6.1 リチウム電池の包装基準、PI966, PI967, PI969, **そして** PI970, **PI977 および PI978** のセクションⅡは、“単電池または組電池を輸送するために準備または提供する者は誰でもその責任を有する職務に見合ったこれらの要件についての適切な指示を受けなければならない”という要件を含んでいる。包装基準はしかしながら“適切な指示”とは何かを定義または説明してはいない。

1.6.2 最低限、雇用主は適切な指示として以下を考慮すべきである。

- 出荷される **リチウム**電池の分類
- 出荷される **リチウム**電池に適用される手順の文書化
- 自動コントロールを含む、文書による作業指示またはその他の文書の提供・・・（以下省略）

第 2 章

45 ページの政府例外規定のリスト (2.8.1.3) を以下のように訂正

国名（日本名）	コード
Canada（カナダ）	CAG
Chile（チリ）	CLG
☐ Kosovo（ コソボ共和国 ）	KOS
United Arab Emirates（アラブ首長国連邦）	AEG
United Kingdom（英国）	GBG

政府例外規定の新規または訂正 (2.8.2)

訂正 AEG-アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)

AEG-02 アラブ首長国連邦発の危険物貨物は、アラブ首長国連邦民間航空規則 (CAR Part VI) — 危険物の航空輸送の規定で定める GCAA 危険物認定要件に基づきに従い GCAA 危険物免許証を有する法人(entity) によってのみ、航空輸送に供され受託される。

AEG-03 特別規定または他の国の認可に基づいて危険物を輸送するための GCAA の認可または適用免除取得の申請は、GCAA の裁量により行われる。受け付けられれば、危険物の輸送が UAE 発着または経由であるかどうかに関係なく、GCAA の認可または免除を取得するための申請が危険物を輸送する運航者により GCAA に提出されなければならない。

危険物を輸送する予定の便の少なくとも 7 労働日前までに、DangerousGoodsTeam@gcaa.gov.ae 宛てに電子メールで申請を送信しなければならない。以下に申請しなければならない。

email: DangerousGoodsTeam@gcaa.gov.ae

GCAA Dangerous Goods Section

Aviation & Security Affairs Sector

PO Box 6558

Abu Dhabi

United Arab Emirates

AEG-09 民間航空当局および外国の航空運航者は UAE GCAA オンライン危険物事故報告 (RODGO) システムを通じて、アラブ首長国連邦民間航空当局 UAE General Civil Aviation Authority (GCAA) による報告および調査が必要な危険物事故を、自らの裁量で伝えることができる。民間航空当局および外国籍の航空運航者は、RODGO システムへのアクセス権を取得する申請を以下の宛先に送付することが推奨される。

email: dangerousgoodsteam@gcaa.gov.ae RODGO-Investigation@gcaa.gov.ae

およびあらゆる危険物事象に関連する問題も UAE General Civil Aviation Authority へ伝達することが推奨される。

訂正 CLG-チリ (Chile)

CLG-02 チリ向けのすべての国際輸送危険物貨物には、製品または材料の安全データシートをスペイン語で添付しなければならない。

注:

1. 例外規定の意味と範囲は、チリの規定と基準により製品の輸入業者が SDS の提供を要求される場合は提供しなければならないということである。

2. GHS に関連する、製品または物質の安全データシートの目的と作成に関するガイダンスは、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」改訂第 10 版 Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (ST/SG/AC.10/30.Rev.10) の付録 4 に記載されている。

✦ **CLG-04** チリ発およびチリ国内への放射性物質の輸送は、Chilean Nuclear Energy Commission の認可が必要である。認可の申請は以下宛に行うこと。

Comision Chilena de Energia Nuclear

Nueva Bilbao N° 12.501,

Las Condes, Santiago, Chile

Postal Code: 7600713

Tel: (56-2) 2470 2500 / (56-2) 2364 6100

Website: www.cchen.gob.cl

email: oirs@cchen.gob.cl

注：

例外規定の意味と範囲は、認可が必要な場合に放射性物質の輸送の当局を特定することである。CLG-04 は、規定に明確に記載されていない限り、Chilean Nuclear Energy Commission からの追加の認可を必要としていない。

新規追加 GBG-英国 (United Kingdom)

□ **GBG-08** 英国 CAA により付与された特別規定 A1 および A2 に基づく適用免除または認可のもとで輸送する必要がある第 1 分類の火薬類については、1 回のフライトで輸送されるすべての第 1 分類の火薬類の合計火薬正味量 (NEQ) を、輸送書類 (危険物申告書) のその他の取り扱い注意欄、または運航者の活動に関する文書に記載する必要がある。これは、8.1.6.9.2(i) の要件に加えて行われる。

KPG-朝鮮民主主義人民共和国 (Democratic People's Republic of Korea) の後に KSG-コソボ共和国 (Kosovo) を追加

□ **KSG-コソボ共和国 (Kosovo)**

KSG-01 コソボ共和国における本規則の当局は以下のとおり：

Civil Aviation Authority of Kosovo (CAAK)

Zejnel Salihu Street No. 22

10 000 Pristina

KOSOVO

Tel: +383 38 200 74278

Fax: +383 38 211 009

Email: dg@caa-ks.org

Website: <https://caa.rks-gov.net>

KSG-02 (空欄)

KSG-03 本規則の特別規定 A1 または A2 に基づく認可、あるいはその他の国の適用免除または認可を必要とする危険物は、コソボの領土内ではコソボ民間航空局 (CAAK) の認可を得た場合のみ、旅客機および貨物機で輸送できる。認可の申請は、フライト予定日の少なくとも 10 日前までに CAAK に提出しなければならない。

♣ **KSG-04** 放射線防護および原子力安全に関する法律 No. 06/L-029 (官報 No. 5/2018) により、コソボ共和国発着の放射性物質の輸送については、運航者は荷送人/荷受人が事前認可を所持していることを確認しなければならない。事前認可の申請は以下の宛先に送付すること。

Office of the Prime Minister

Kosovo Agency for Radiation Protection and Nuclear Safety

Johan V Hahn Street No. 11

10 000 Pristina

KOSOVO

Tel: +383 38 200 14519

Email: akmrrsb@rks-gov.net

Website: <https://akmrrsb.rks-gov.net>

KSG-05 武器に関する法律 No. 05/L-022 (官報 No. 25/2015) により、コソボ共和国発着の武器および火薬類の輸送については、運航者は荷送人/荷受人が事前認可を所持していることを確認しなければならない。事前認可の申請は以下の宛先に送付すること。

Ministry of the Internal Affairs

Department of Public Safety
 Luan Haradinaj Street N.N.
 10 000 Pristina
 KOSOVO
 Tel: +383 38 200 76668
 Email: avsec.mpb@rks-gov.net
 Website: https://mpb.rks-gov.net

新規または訂正された運航者例外規定（2.8.3 および 2.8.4）

運航者例外規定リストの訂正（2.8.3.4）

以下の運航者が例外規定をファイルしている。

航空会社（日本語名）	コード
Air Calédonie（エアカレドニア）	TY
Air Canada（エアカナダ）	AC
Air Canada Rouge（エアカナダルーージュ）	RV
Cargolux（カーゴルクス）	CV
Cargolux Italia（カーゴルクスイタリア）	C8
China Postal Airlines（中国郵政航空）	CF
Deutsche Lufthansa/Lufthansa cargo AG（ルフトハンザドイツ航空/ルフトハンザカーゴ）	LH
DHL Aero Expreso S.A.（ディー・エイチ・エル・エアロ エクスプレッソ）	D5
DHL Air Austria GmbH - DHL（ディー・エイチ・エル・エアオーストリア）	Q7
DHL Air Limited-DHL（ディー・エイチ・エル・エアー）	D0
DHL Aviation EEMEA（ディー・エイチ・エル アヴィエーション EEMEA）	ES
European Air Transport Leipzig GmbH-DHL（ヨーロッパエアトランスポートライプツィヒ DHL）	QY
European Cargo Limited（ヨーロッパカーゴ）	SE
Federal Express（フェデラルエクスプレス）	FX
Hawaiian Airlines（ハワイアン航空）	HA
Hong Kong Air Cargo Carrier Ltd.（香港貨運航空）	RH
Icelandair（アイスランド航空）	FI
☐ Jambojet（ジャンボジェット）	JM
Jazz Aviation LP（ジャズ航空）	QK
Kenya Airways（ケニア航空）	KQ
Korean Airlines（大韓航空）	KE
Malaysia Airlines（マレーシア航空）	MH
Neos SpA（ネオス SpA）	NO
☐ Norse Atlantic Airways（ノルス・アトランティック航空）	N0
☐ Pakistan International Airlines（パキスタン国際航空）	PK
Qantas Airways（カンタス航空）	QF
Singapore Airlines（シンガポール航空）	SQ
☒ Sky Regional Airlines（スカイリージョナル航空）	RS
Srilankan Airlines（スリランカ航空）	UL
☐ Starlux Airlines（スターラックス航空）	JX

☐ Sunclass Airlines (サンクラス航空)	DK
Swiss International (スイス インターナショナル航空)	LX
☐ Trade Air (トレードエア)	C3
Turkish Airlines (トルコ航空)	TK

訂正 AC-Air Canada (エアカナダ)

AC-01 (空欄) 複数航空会社間輸送で危険物申告書が要求される場合、発地で各貨物に3部の原本写し (original copies) が提供されなければならない (8.1.2.3、10.8.1.4 参照)。

AC-02 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“24-hour number”の文言 またはこれらの文言の略語 に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない。(8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)

AC-05 (空欄) 特別規定 A70 は航空機エンジン のみに使用される。乗り物、機械または他の機器とは別に、またはそれらに組み込まれて輸送されるその他の全ての内燃機関で、その燃料タンクまたは燃料システムが燃料を含んでいる、または含んだことがある場合は本規則に従って分類しなければならない。

AC-06 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II の貨物については、包装物の個数が (貨物の中の包装物がこれらだけの場合を除いて) 航空貨物運送状の“品物の性質および量”欄に追記されなければならない。

AC-07 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II のもとで輸送されるリチウム またはナトリウムイオン 電池は、正しく完成された”Lithium Battery Section II – Shippers Transport Document”が付いている場合にのみ輸送のために受託される。Document 作成に利用可能なエアカナダのウェブサイトは以下を参照。

Website: www.aircanada.com/cargo/tools/forms-and-reference
www.aircanada.com/cargo/en/tools-forms/#tab_forms-reference

荷送人によって提供される書類はエアカナダのウェブサイトで示される形式でなければならないが、エアカナダのロゴの代わりに荷送人のロゴでもよい。

AC-08 UN 3556 リチウムイオン電池で駆動する乗り物、UN 3557 リチウム金属電池で駆動する乗り物 および UN 3558 ナトリウムイオン電池で駆動する乗り物は、貨物としての輸送を禁止する。

UN 3171、リチウム電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は輸送を受託しない。

AC-09 オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれた、使用済みおよび/または改修されたリチウム またはナトリウムイオン 電池 Section II は、貨物としての輸送は受託しない。

AC-10 UN 3090 リチウム金属電池、および UN 3480 リチウムイオン電池 および UN 3551 ナトリウムイオン電池 は貨物としての輸送を禁止する。

☐ AC-11 第 1 分類の火薬類は、区分 1.4S を除き、輸送を受託しない。

BZ-Blue Dart Aviation (ブルーダート航空) の後に C3-Trade Air (トレードエア) を追加

☐ C3-Trade Air (トレードエア)

C3-01 危険物を含む貨物の輸送には事前の承認が必要である。承認は Trade Air DG coordinator - ground.operations@trade-air.com から取得できる。

C3-02 1.7.3 で定義された重大な影響をもたらす危険物は輸送を受託しない。

✦ C3-03 全てのカテゴリーの適用除外輸送物も含め、放射性物質は輸送を受託しない(10.10.2 参照)。

C3-04 機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウムイオン単電池および組電池(UN 3481、包装基準 966 および 967)、および機器と共に包装された、または機器に組み込まれたリチウム金属単電池および組電池(UN 3091、包装基準 969 および 970)の包装物およびオーバーパックは貨物および航空郵便としての輸送を受託しない。

訂正 C8-Cargolux Italia (カーゴルクスイタリア)

C8-03 以下の物品の輸送については、地域のカーゴルクス担当者と調整をしなければならない。

- ・ UN 3480、UN 3551
- ・ UN 3481、UN 3091、UN 3552 (特別規定 A88 または A99 に従って輸送される場合のみ)
- ・ UN 3556、UN 3557、UN 3558
- ・ UN 3166 (内燃機関とナトリウムイオン電池またはリチウム電池の両方で駆動するハイブリッド電気自動車のみ)

包装基準 910 (特別規定 A88 参照) に従い準備された UN 3481/UN 3091、UN 3480、UN 3166 (内燃機関とリチウム電池の双方で駆動するハイブリッド電気自動車のみ) および UN 3171 (リチウム電池で駆動する乗り物) の輸送については、お客様の地域のカーゴルクス担当者と調整をしなければならない。

この要件は包装基準 966、967、969 および 970 の包装基準に従って準備された UN 3481/UN 3091 には適用されない。

新規追加 CF-China Postal Airlines (中国郵政航空)

CF-China Postal Airlines (中国郵政航空)

□ CF-09 危険物を含む混載貨物は、受託しない。ただし、以下の場合を除く。

1. 混載の中に 1 件のハウス運送状のみがある。
2. 同一の荷送人で異なる荷受人の複数のハウス運送状を 1 つのマスター運送状にまとめた混載貨物には、第 9 分類のその他の有害物質 (UN 3480 および UN 3090 を除く) のみを含むことができる。
3. 異なる荷送人/荷受人の複数のハウス運送状からなる混載貨物には、ID 8000 消費者向け商品および/または UN 1266 香水製品 および/または UN 1845 一般貨物の保冷剤として使用されるドライアイスおよび/または PI966、967、969、970 のセクション II に準拠するリチウム電池のみを含むことができる。

□ CF-10 包装等級 I、II および III の腐食性の液体危険物を収納する包装物には、内装容器の内容物をすべて吸収できる十分な吸収材を使用しなければならない。

□ CF-11 オーバーパックされていない以下の金属容器は単一容器としては受託しない。

- ・ 1A1/1A2/1B1/1B2/1N1/1N2
- ・ 3A1/3A2/3B1/3B2

これらの容器は容器の上部と下部を保護するために、オーバーパックしなければならない。(5.0.1.5 参照)

□ CF-12 単一容器に収納された液体危険物は、複合容器も含めオーバーパックしなければならない。

□ CF-13 荷受人の電話番号を航空貨物運送状に記載しなければならない。

□ CF-14 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-Hour number”の文言に続いて、危険物申告書の、できればその他の取り扱い注意 (Additional Handling Information) 欄に表示しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 CV-Cargolux（カーゴルクス）

CV-03 以下の物品の輸送については、地域のカーゴルクス担当者と調整をしなければならない。

- ・ UN 3480、UN 3551
- ・ UN 3481、UN 3091、UN 3552（特別規定 A88 または A99 に従って輸送される場合のみ）
- ・ UN 3556、UN 3557、UN 3558
- ・ UN 3166（内燃機関とナトリウムイオンまたはリチウム電池の両方で駆動するハイブリッド電気自動車のみ）

包装基準 910（特別規定 A88 参照）に従い準備された UN 3481/UN 3091、UN 3480、UN 3166（内燃機関とリチウム電池の両方で駆動するハイブリッド電気自動車のみ）および UN 3171（リチウム電池で駆動する乗り物）の輸送については、お客様の地域のカーゴルクス担当者と調整をしなければならない。

この要件は包装基準 966、967、969 および 970 の包装基準に従って準備された UN 3481/UN 3091 には適用されない。

訂正 D0-DHL Air Limited-DHL（ディー・エイチ・エル）

D0-03 改装されたものを含み、包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で準備されたすべてのリチウムおよびナトリウムイオン電池は Regional/Global Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ輸送を受託する。

D0-07 （空欄）質量/重量が 100kg 以上の UN 3171 の電気自動車（EV）および質量/重量が 100kg 以上の UN 3166 のハイブリッド電気自動車（HEV）の輸送は、「ターンキー」バッテリー表示が 15%を超えない状態で出荷されなければならない。これは危険物申告書のその他の取り扱い注意欄に、“the charge indication of the vehicle is 15% or less” という文言を追加記載することで示さなければならない。

質量/重量が 100kg 未満の UN 3171 は、耐火コンテナ（Fire-Resistant Container）（FRC）、防火バグ（Fire Containment Bag）（FCB）の中に収納するか、防火カバー（Fire Containment Cover）（FCC）で覆って搭載しなければならない。

「ターンキー」充電表示のない UN 3166 のハイブリッド車両は、耐火コンテナ（Fire-Resistant Container）（FRC）に収納するか、防火カバー（Fire Containment Cover）（FCC）で覆って搭載しなければならない。

D0-08 手書きの危険物申告書は受託しない。以下の場所は手書きで削除できる。

- ・ 航空機のタイプ別制限
- ・ 貨物のタイプ

8.1.2.6.1 の記載どおりの手書きによる変更/または修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

D0-09 危険物申告書が必要な危険物については、荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意（Handling Information）”欄に記入しなければならない（8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照）。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 D5-DHL Aero Expreso S.A.（ディー・エイチ・エル・エアロエクスプレッソ）

D5-03 改装されたものを含み、包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で準備されたすべてのリチウムおよびナトリウムイオン電池は Regional/Global Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ輸送を受託する。

□ D5-07 質量/重量が 100kg 以上の UN 3171 の電気自動車（EV）および質量/重量が 100kg 以上の UN

3166 のハイブリッド電気自動車 (HEV) の輸送は、「ターンキー」バッテリー表示が 15%を超えない状態で出荷されなければならない。これは危険物申告書のその他の取り扱い注意欄に、“the charge indication of the vehicle is 15% or less” という文言を追加記載することで示さなければならない。

質量/重量が 100kg 未満の UN 3171 は、耐火コンテナ (Fire-Resistant Container) (FRC)、防火バッグ (Fire Containment Bag) (FCB) の中に収納するか、防火カバー (Fire Containment Cover) (FCC) で覆って搭載しなければならない。

「ターンキー」充電表示のない UN 3166 のハイブリッド車両は、耐火コンテナ (Fire-Resistant Container) (FRC) に収納するか、防火カバー (Fire Containment Cover) (FCC) で覆って搭載しなければならない。

第 1 分類火薬類物品は DHL Aero Expreso S.A. または DHL Aero Expreso S.A. のために運航するいかなる他の運航者によっても輸送の受託または取り扱いをしない。この例外規定は通常運航時 DHL Aero Expreso 航空機のために使用される部品または機器には適用しない。ただし書面による承認を Regional Restricted Commodities Group から得なければならない (包装基準 101-143 参照)。

D5-08 手書きによる危険物申告書は受託しない。以下の場所は手書きで削除できる。

- ・ 航空機のタイプ別制限
- ・ 貨物のタイプ

8.1.2.6.1 の記載どおりの手書きによる変更/または修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

D5-09 危険物申告書が必要な危険物については、荷送人は、輸送される (各) 危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は “Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

□ D5-710 第 1 分類火薬類物品は DHL Aero Expreso S.A. または DHL Aero Expreso S.A. のために運航するいかなる他の運航者によっても輸送の受託または取り扱いをしない。この例外規定は通常運航時 DHL Aero Expreso 航空機のために使用される部品または機器には適用しない。ただし書面による承認を Regional Restricted Commodities Group から得なければならない (包装基準 101-143 参照)。

訂正 DE-Condor Flugdienst GmbH (コンドル航空)

DE-04 —UN 3356 化学酸素発生器は受託しない。

DE-05 (空欄) 区分 2.3 毒性ガスは輸送を受託しない。

* DE-07 第 7 分類カテゴリー I-白 (RRW)、カテゴリー II-黄 (RRY) およびカテゴリー III-黄 (RRY) の輸送は受託しない。カテゴリー I-白および放射性物質の適用除外輸送物 (RRE) は事前承認を必要とする。

DE-08 下記の制限は旅客または乗務員が携行する品目/物品に適用する。

(a) 自動膨張式安全装置については、1 個当たり最大 60g の固形二酸化炭素を含むカートリッジのみが輸送を許可される。

(b) 特別規定 A70 に合致した内燃機関または燃料電池エンジンを備えた機械の輸送は、運航者の事前承認を受けたもののみが許可される。

DE-09 荷送人は、輸送する (各) 危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故が発生した際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“Emergency Contact” または “24-hour number” の文言に続いて、危険物申告書 (DGD) の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に、例えば “Emergency Contact +49 67 50 00 00” と記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11

参照)。

DE-10 リチウム金属単電池/組電池およびリチウムイオン単電池/組電池、UN 3090、UN 3091、UN 3480 および、UN 3481 およびナトリウムイオン単電池/組電池、UN3551、UN 3552 の貨物としての輸送は受託しない。この禁止は以下には適用しない。

- 包装基準 969 および包装基準 970 の Section II に従って準備された場合、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた UN3091 のリチウム金属単電池/組電池
- 包装基準 966 および包装基準 967 の Section II に従って準備された場合、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた UN3481 のリチウムイオン単電池/組電池
- 包装基準 977 および 978 の Section II に従って準備された場合、機器と共に包装されまたは機器に組み込まれた UN 3552 のナトリウムイオン単電池/組電池

DE-11 旅客または乗務員による以下の品目/物品の携行は許可されない。

- 透過装置 (Permeation devices)、
— リチウム電池を動力とする小型の乗り物、例えばセグウェイ (Segways)、ホバーボード (hover boards)、エアホイール (air wheels)、ソロホイール (solo wheels)、バランスホイール (balance wheels)。
— セグウェイ (Segway)、ホバーボード (hover board)、エアホイール (air wheel)、ソロホイール (solo wheel)、バランスホイール (balance wheel) (電池の有無にかかわらず)、電池を内蔵する電動バイクなど、リチウム電池を動力とする小型の乗り物。ただし、これらに限定されない。
— リチウム電池：リチウム電池が組み込まれたセキュリティタイプの機器。
- 医療用に必要な酸素または空気の高圧シリンダー
- 少量の引火性液体とともに包装された非感染性の標本

DE-12 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で輸送されるリチウムまたはナトリウムイオン電池は適切に完成された “リチウム電池—Section II 用荷送人輸送書類 (Shipper’s Transport Document for Lithium Batteries-Section II)” 様式が伴っている場合のみ、輸送を受託する。この様式は公式の貨物予約チャンネル (official cargo booking channels) およびコンドルウェブサイトを通じて入手できる。

DE-13 以下の品目/物品は貨物としての輸送を受託しない。

- ・ UN 3556 Vehicle, lithium ion battery powered
- ・ UN 3557 Vehicle, lithium metal battery powered
- ・ UN 3558 Vehicle, sodium ion battery powered

DE-Condor Flugdienst GmbH (コンドル航空) の後に DK- **Sunclass Airlines** (サンクラス航空) を追加
☐ **DK-Sunclass Airlines (サンクラス航空)**

DK-01 包装基準 966、967、969 および 970 の Section II に従って電池マークが付けられた包装物の個数は、航空貨物運送状の “品物の性質および量 (Nature and quantity of goods)” 欄に追記しなければならない (貨物内の唯一の包装物である場合を除く)。例として、 “Lithium Ion Batteries in compliance with Section II of PI 967-5 packages and Lithium Metal Batteries in compliance with Section II of PI 969-3 packages” など。

訂正 ES-DHL Aviation EEMEA (ディー・エイチ・エル・アヴィエーション EEMEA)

ES-03 改装されたものを含み、包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で準備されたすべてのリチウムおよびナトリウムイオン電池は Regional/Global Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ輸送を受託する。

ES-04 国の当局の明確な免除を受けた場合を除き、戦争に使用する兵器、軍需品またはその部品を輸送することは禁止されている。このような品目は Regional Restricted Commodities Group-DHL Express

Europe Headquarters MENAによる事前手配と承認があるときのみ受託する。

□ ES-07—(空欄)質量/重量が100kg以上のUN 3171の電気自動車(EV)および質量/重量が100kg以上のUN 3166のハイブリッド電気自動車(HEV)の輸送は、「ターンキー」バッテリー表示が15%を超えない状態で出荷されなければならない。これは危険物申告書の取り扱い注意欄に、“the charge indication of the vehicle is 15% or less”という文言を追加記載することで示さなければならない。

質量/重量が100kg未満のUN 3171は、耐火コンテナ(FRC)、防火バッグ(FCB)の中に収納するか、防火カバー(FCC)で覆って搭載しなければならない。

「ターンキー」充電表示のないUN 3166のハイブリッド車両は、耐火コンテナ(FRC)に収納するか、防火カバー(FCC)で覆って搭載しなければならない。

ES-08 手書きの危険物申告書は受託しない。以下の場所は手書きで削除できる。

- ・ 航空機のタイプ別制限
- ・ 貨物のタイプ

8.1.2.6.1の記載どおりの手書きによる変更/または修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

ES-09 危険物申告書が必要な危険物については、荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意(Handling Information)”欄に記入しなければならない(8.1.6.11および10.8.3.11参照)。

訂正 FI-Icelandair (アイスランド航空)

FI-01 以下のリチウム電池はアイスランド航空の旅客機での貨物としての輸送を禁止する。

。 UN 3481 機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池で包装基準 966 および 967 の Section I に従ったもの (RLI)。

。 UN 3091 機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池で包装基準 969 および 970 の Section I に従ったもの (RLM)。

。 UN 3552 機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたナトリウムイオン電池で包装基準 977 および 978 の Section I に従ったもの (RLI)。

これらの制限は、UN 3481 (機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池)、および UN 3091 (機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池) および UN 3552 (機器とともに包装されたまたは機器に組み込まれたナトリウムイオン電池) で包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II に従って準備されたものには適用しない。

訂正 FX-Federal Express (フェデラルエクスプレス)

FX-02 (途中省略)

(e) 出発地や到着地に関わらず、フェデラルエクスプレスは、以下の国連番号については容器が 49 CFR 173. 302(f)、173. 304(f) に準拠しており、49 CFR PART 178 の付録 D および E に規定されているとおり DOT31FP の温度耐性要件と火炎の浸透要件に合致している場合のみ受託する (USG-18 参照)。

容器は包装等級 I または II の性能基準または ATA specification 300 Category I performance standards に合致する国連規格容器でなければならない。加えて外装容器には製造業者によって追加の認定マーク“DOT31FP”が付されていなければならない。

訂正 HA-Hawaiian Airlines (ハワイアン航空)

HA-06 リチウム単電池/組電池制限: ハワイアン航空 (HA) は、UN 3481、および UN 3091 および UN 3552

の貨物が以下の包装基準の Section II に従って準備された場合のみ受託する。: 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978。

JL-Japan Airlines (日本航空) の後に JM-Jambojet (ジャンボジェット航空) を追加

□ JM-Jambojet (ジャンボジェット航空)

JM-01 荷送人は、航空輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する者の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は危険物申告書のその他の取り扱い注意 (Handling Information) 欄および包装物に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

JM-02 以下の分類/区分は輸送を受託しない。

- ・ 区分 1.4S の弾薬を除く第 1 分類 火薬類
- ・ 第 7 分類 放射性物質
- ・ 包装基準 650 で輸送される UN 3373 を除く獣医用援助物質
- ・ 水銀
- ・ “CARGO AIRCRAFT ONLY” と記載された包装物
- ・ 航空郵便に入れられた危険物 (2.4 および 10.2.2 参照)

JM-03 運航者の承認が要求される危険物に関する問い合わせは、dg.info@jambojet.com まで連絡のこと。

JM-04 包装基準 966、967、969 および 970 の Section II に従って準備された機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム電池は、リチウムイオン単電池または組電池およびリチウム金属単電池または組電池の包装物あたりの正味量を、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (nature and quantity of goods)” 欄に記載し、NOTOC に特別積載として報告しなければならない。

JW-Skippers Aviation (スキッパーズ航空) の後に JX-Starlux Airlines (スターラックス航空) を追加

□ JX-Starlux Airlines (スターラックス航空)

JX-01 貨物機専用 (CAO) ラベルを必要とする危険物は、STARLAX AOG の物質 UN 3356 (PBE) を除き輸送を受託しない。

JX-02 包装等級 I の危険物は、STARLAX AOG の物質を除き輸送を受託しない。

JX-03 第 1 分類の火薬類は区分 1.4S を除き輸送を受託しない。

JX-04 区分 2.1 の引火性ガス。次の引火性ガスは輸送を受託しない。

- ・ UN 1057 — ライター

JX-05 区分 2.3 の毒性ガスは輸送を受託しない。

JX-06 区分 6.2 の病毒を移しやすい物質のカテゴリー A は輸送を受託しない。

JX-07 第 7 分類の放射性物質は適用除外輸送物も含め輸送を受託しない。

JX-08 第 8 分類の腐食性物質。以下の腐食性物質は輸送を受託しない。

- ・ UN 2803 — ガリウム
- ・ UN 1787 — ヨウ化水素酸 (Hydriodic Acid)

JX-09 第 9 分類、その他の危険物。以下の物質は輸送を受託しない。

- ・ UN 2211 — 発泡ポリメリックビーズ
- ・ UN 2807 — 磁性物質: 4.6m の距離でコンパスに 2 度を超える揺れを起こす磁界強度のもの (4.6m の距離で計測された 0.00525 ガウスに等しい)。

JX-10 リチウム電池 UN3480 Section 1A/1B (RBI)、UN 3090 Section 1A/1B (RBM)、およびナトリウム

イオン電池 UN 3551 は輸送を受託しない。

JX-11 荷送人は、微量危険物の国連番号を航空貨物運送状に記載しなければならない。

JX-12 エアホイール (air wheel) (電池を取り外したスマートバゲッジを除く)、ソロホイール (solo wheel)、ホバーボード (hover board)、ミニセグウェイ (Segway) およびその他のセルフバランス電動スクーターなどを含む、リチウムイオン電池を動力とする小型の乗り物は輸送を受託しない。

JX-13 オフラインステーションに転送される危険物は、予約担当者が出発地において JX とトラックサービスクーパの間に事前手配を行った場合のみ、JX 便で受託できる。

JX-14 他の運航者から、および他の運航者へ継ぎ越される危険物は、輸送を受託しない。ただし、UN 2807 磁性物質、UN 3166 乗り物、UN 3528 エンジン、UN 3530 エンジン、リチウム電池 (UN 3481/UN 3091) Section II (ELI/ELM)、ナトリウムイオン電池 (UN 3552) section II (ELI)、および STARLUX 本社から事前に承認を得た分類または区分のものを除く。

JX-15 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国際アクセスコードまたは“+” (プラス) 記号、国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“その他の取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない。

JX-16 UN 3480、UN 3481、UN 3551、UN 3556、UN 3557 (充電式電池のみ) および UN 3558 については、荷送人は電池の充電率 (SoC) が 30%を超えないこと、または電池の容量が 25%を超えないことを、できれば危険物申告書の“その他の取り扱い注意”欄に明確に表示しなければならない。

JX-17 すべての材質のドラムおよびジェリカンの単一容器に収納された液体危険物は、以下のように準備しなければならない。

- ・ 鋼製ドラム/プラスチックドラム/プラスチックジェリカンはファイバーボード箱などの他の強固な外装容器で保護しなければならない。

- ・ オープンオーバーパックの場合、少なくとも容器の上部と下部を保護するために、適切なサイズの発泡プラスチックまたは木製パレットを使用しなければならない。

- ・ 木製スキッドを使用する場合、荷送人はスキッド上に鋭利な物体が突き出ていないことを確認しなければならない。

訂正 KE-Korean Airlines (大韓航空)

KE-01 微量危険物および放射性物質適用除外輸送物を含め、混載貨物に含まれる危険物の輸送は受託しない。ただし以下の貨物を除く。

(a)- 1 マスターの航空貨物運送状に 1 ハウスの航空貨物運送状が付いた混載。

(b)- 1 マスターの航空貨物運送状に 2 つ以上のハウスの航空貨物運送状が付いた、その中に以下の危険物が含まれている、または以下の危険物が一般貨物と一緒に含まれている混載。

- ・ UN 1845、非危険物の冷却材として使用される固形二酸化炭素 (ドライアイス)

- ・ UN 2807 磁性物質

- ・ ID 8000 消費者向け商品

- ・ UN 1266 香水製品

- ・ UN 3481/3091/3552、機器と共に包装されたおよび機器に組み込まれたリチウムイオン/金属電池およびナトリウムイオン電池、Section II (PI 966、967、969、970、977、978)。

- ・ ~~リチウム電池 Section II (包装基準 966、967、969、970)。~~

混載の中に危険物を入れる場合、荷送人は危険物申告書上の運送状番号の後に“/” (スラッシュ) で区切ってハウス運送状番号を入力しなければならない。

(1.3.3、8.1.2.4、8.1.6.3、9.1.8 および 10.8.1.5 参照)。

KE-03 危険物申告書は英語で作成しなければならない。各貨物に最低 2 部以上のコピーを添付すること（8.1.2.1、8.1.2.3、10.8.1.2 および 10.8.1.4 参照）。

本規則で要求される包装物およびオーバーパックスのマーキングは、英語で作成しなければならない。

KE-04 以下の電池の荷送人は、充電率が定格容量の 30%を超えないことを危険物申告書の“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に明確に示さなければならない。

- ・ UN 3480 PI965 のリチウムイオン電池
- ・ UN 3551 PI976 のナトリウムイオン電池

UN 3480、リチウムイオン電池、Section IA および IB について、荷送人はリチウムイオン電池が 30%以下の充電率であることを、危険物申告書のできれば“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に明確に示さなければならない。

KE-06 以下の貨物を除き、大韓航空の旅客便での危険物の輸送は受託しない。

- ・ 微量危険物
- ・ 放射性物質の適用除外輸送物
- ・ UN 1845 固形二酸化炭素（ドライアイス）
- ・ UN 2807 磁性物質
- ・ ID 8000 消費者向け商品
- ・ UN 3373 生物由来物質カテゴリーB
- ・ UN 3528 引火性液体を燃料とする内燃機関/引火性液体を燃料とする燃料電池エンジン/引火性液体を燃料とする燃料電池の機械および引火性液体で作動する機械
- ・ UN 3530 内燃機関および内燃の機械
- ・ UN 3166 引火性液体を燃料として駆動する乗り物、引火性液体を燃料とする燃料電池で駆動する乗り物
- ・ UN 3481/3091/3552 機器と共に包装されたおよび機器に組み込まれた Section II（PI966、967、969、970、977 および 978）のリチウムイオン/金属電池およびナトリウムイオン電池

UN 3166、UN 3528、UN 3530、ID 8000、UN 1845、UN 2807、UN 3373 および UN 3481/3091 の Section II（包装基準 966、967、969、970）を除き、微量危険物および放射性物質適用除外輸送物（Radioactive Material in Excepted Package）を含め、危険物の KE 旅客便での輸送は受託しない。

KE-07 単一容器に収納された液体危険物または 50kg を超える危険物は下記のように準備されなければならない。（5.0.2.14 参照）

- ・ 少なくとも包装物の上部と下部を保護するための強固な材料でのオーバーパックス
- ・ 積み重ね可能であり、フォークリフトなどの機器を使用して取り扱うことができる。

ID 8000、消費者向け商品を除き、すべての液体の危険物について、包装基準の規定に加え以下の容器要件にも従わなければならない（5.0.2.14 参照）。

(a) 国連規格容器を使用する単一容器は以下の場合受託する。

鋼製ドラム（1A1 または 1A2）あるいは複合容器—外側が鋼製ドラムのプラスチック容器（6HA1）が使用されていること。または

丈夫な木枠でオーバーパックスされていること。

(b) 少量危険物容器を使用する組み合わせ容器は以下の場合受託する。

丈夫な木枠でオーバーパックスされていること

□ KE-08 セルフバランスの乗り物または 1 つも座席が装備されていない乗り物（包装基準 952 の UN 3556/UN 3557/UN 3558）は、輸送を受託しない。（特別規定 A214 参照）。

□ KE-09 以下の危険物を収納したユニットロードデバイスや貨物コンテナは、事前手配や契約がある場合のみ受託する。

- ・ 微量危険物

- ・ UN 1845 固形二酸化炭素（ドライアイス）
- ・ UN 2807 磁性物質
- ・ ID 8000 消費者向け商品
- ・ UN 3373 生物由来物質カテゴリーB
- ・ UN 3481/3091/3552 機器と共に包装されたおよび機器に組み込まれた Section II (PI966、967、969、970、977 および 978) のリチウムイオン/金属単電池および組電池、およびナトリウムイオン単電池および組電池

訂正 KQ-Kenya Airways（ケニア航空）

KQ-02 微量危険物は事前承認および許可があれば輸送を受託する（2.6 参照）。承認申請は計画された航空便の日の 48 時間前に提出されなければならない。承認申請については以下に連絡されたい。

Quality Assurance Manager Operations – AOC Control Manager Cargo

email: QualityControlCargo@kenya-airways.com DangerousGoodsTeam@kenya-airways.com

KQ-08 少量危険物（第 9 分類および ID 8000 消費者向け商品 (Consumer Commodities) を除く）は事前承認および許可があれば輸送を受託する（特別規定 A112、2.7 およびすべての “Y” 包装基準参照）。承認に関する問い合わせは以下に連絡されたい。

Quality Assurance Manager – AOC Control Manager Cargo

email: QualityControlCargo@kenya-airways.com DangerousGoodsTeam@kenya-airways.com

KQ-09 包装基準 966, 967, 969 および 970 の Section II に従った機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオンおよび金属電池は、リチウム電池の内容物の重量包装物当たりのリチウムイオン単電池または組電池の正味量を航空貨物運送状の “品物の性質および量 (Nature and quantity of Goods)” 欄に記載し、機長への通知 (NOTOC) に特別搭載品として報告されなければならない。

訂正 LH-Deutsche Lufthansa/ Lufthansa Cargo AG（ルフトハンザ航空/ルフトハンザカーゴ）

LH-08 リチウムイオン、およびリチウム金属およびナトリウムイオンの単電池および組電池には、以下の制限が適用する。

1. 以下のリチウム電池およびナトリウムイオン電池は貨物としての輸送を受託しない。
 - ・ 包装基準 965 の Section IA および IB に従って準備された UN 3480 リチウムイオン電池および
 - ・ 包装基準 968 の Section IA および IB に従って準備された UN 3090 リチウム金属電池の貨物としての輸送は受託しない。
 - ・ 包装基準 976 に従って準備された UN 3551 ナトリウムイオン電池
2. 以下のリチウム電池およびナトリウムイオン電池を含む全ての貨物 (Consignments) は LH グループの旅客機では貨物 (Cargo) として の輸送は禁止され、包装物には貨物機専用ラベルが貼付されると共に、航空危険物申告書上にも貨物機専用である旨の表示がなされなければならない。
 - 包装基準 969 の Section I に従って準備された UN 3091 機器と共に包装されたリチウム金属電池。
 - 包装基準 970 の Section I に従って準備された UN 3091 機器に組み込まれたリチウム金属電池。
 - 包装基準 966 の Section I に従って準備された UN 3481 機器と共に包装されたリチウムイオン電池。
 - 包装基準 967 の Section I に従って準備された UN 3481 機器に組み込まれたリチウムイオン電池。
 - 包装基準 966 および 967 の Section I に従って準備された UN 3481 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池。
 - 包装基準 969 および 970 の Section I に従って準備された UN 3091 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池。
 - 包装基準 977 および 978 の Section I に従って準備された UN 3552 機器に組み込まれたナトリウムイオン電池。

この禁止は、包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II に従って準備された UN 3481、（機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池）および UN 3091、（機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池）および UN 3552 には適用しない。

3. 以下のリチウム電池およびナトリウムイオン電池を収納した包装物およびオーバーパックは最大の高さが 1.60m を超えてはならない。

- UN 3481、包装基準 966 および 967 の Section I に従って準備されたリチウムイオン電池
- UN 3091、包装基準 969 および 970 の Section I に従って準備されたリチウム金属電池
- UN 3552、包装基準 977 および 978 の Section I に従って準備されたナトリウムイオン電池

4. 特別規定 A88 および A99 に基づき関係当局によって認可されたリチウム電池およびナトリウム電池は貨物としての輸送は受託しない。

LH-09 リチウムおよびナトリウムイオン電池で駆動する小型の乗り物 UN 3171, UN 3556, UN 3557 および UN 3558 のみが貨物として受託される。小型の乗り物にはイーバイク（e-bikes）、自動 2 輪車（motorcycles）、車椅子（Wheelchairs）、スクーターまたはゴルフカートを含む。貨物の危険物申告書は貨物機専用（Cargo Aircraft Only）と表示し包装物は貨物機専用ラベルを有していなければならない。最大の高さが 1.60m を超えてはならない。電池で駆動する自動車や車およびより大型の電池で駆動する乗り物は受託しない。

訂正 MH-Malaysia Airlines（マレーシア航空）

MH-08 UN 2803 ガリウム（Gallium）および UN 2809 水銀（Mercury）はいかなる状況下でも輸送を行わない（包装基準 867 参照）。

MH-09 （空欄）UN 2211 ポリメリックビーズ（Polymeric beads, expandable）の輸送は受託しない（包装基準 957 参照）。

MH-10 第 8 分類腐食性物質（包装等級 I および II）の輸送は受託しない（3.8 参照）。第 8 分類腐食性物質（包装等級 II）は CAO で受託する。

MH-12 （空欄）UN 3166、引火性液体駆動の乗り物（Vehicle flammable liquid powered）、UN 3528、引火性液体で駆動する内燃機関（Engine, internal combustion, flammable liquid powered）および UN 3530、内燃機関（Engine, internal combustion）は、直立の位置に積載できない場合、燃料をすべて抜き取り、バッテリーは取り外さなければならない。例、オートバイ（motorcycles）、芝刈り機（lawn mowers）、船外モーター（outboard motors）および他の乗り物、機械や装置（包装基準 378、950、972 参照）。

MH-13 第 7 分類の危険物、乗り物、装置または機械およびエンジンの中の危険物、ID 8000、磁性物質、固形二酸化炭素（ドライアイス）および区分 6.2 の危険物以外の危険物については、安全データシート（Safety Data Sheet）（SDS）が提出されなければならない。SDS は英語で記入されなければならない。SDS には国連番号、正式輸送品目名（Proper Shipping Name）および他の関連する輸送情報を含めなければならない（8.0.1 および 8.3 参照）。SDS が入手できない場合はそれに適用できる危険物申告書で十分である。

第 7 分類の危険物、乗り物、装置または機械およびエンジン、ID 8000、磁性物質、固形二酸化炭素（ドライアイス）および区分 6.2 の中の危険物以外の危険物については、製品安全データシート（Material Safety Data Sheet）が提出されなければならない。製品安全データシートは英語で記入されなければならない。製品安全データシートには国連番号、正式輸送品目名（Proper Shipping Name）および他の関連する輸送情報を含めなければならない（8.0.1 および 8.3 参照）。

✱ MH-15 放射性物質の A 型輸送物および放射性物質の B(U) 型輸送物は MH-18 の制限を条件として、旅客機による輸送を受託する（10.9.3 および 10.5.10 参照）。

✱ MH-16 放射性物質の B(U) 型輸送物、B(M) 型輸送物および C 型輸送物は貨物機による輸送のみ受託する

MU-China Eastern Airlines Co., LTD. (中国東方航空) の後に NO- Norse Atlantic Airways (ノルス・アトランティック航空) を追加

□ NO- Norse Atlantic Airways (ノルス・アトランティック航空)

NO-01 危険物貨物は、IATA DGR の最新版の規定に従って受託できる。以下の運航者例外規定に関しては、特別なリクエストは常にノルス・アトランティック航空の指定代理店 Kales Group-Cargo GSSA および Total Cargo Management のプロバイダーを通じて相談する必要がある。
Norsecargo@kales.com に連絡のこと。

*** NO-02** 第 7 分類に分類される危険物 — 放射性物質は輸送を受託しない。

NO-03 第 9 分類に分類される危険物 — リチウム電池は、機器に組み込まれたまたは機器と同梱されたリチウム電池で Section II の要件に合致するもの (UN 3481/UN 3091) を除き輸送を受託しない。

NO-04 荷送人は、輸送される (各) 危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人または機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は “Emergency Contact” または “24-hour number” の文言を使用して、危険物申告書の、できれば “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄に明確に記入しなければならない

NO-05 UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) の輸送は、航空機の種類によって制限されているので、航空機の制限を超えるかどうかを決定するために、予約手続きの中でドライアイスの正味量が提供されなければならない。

訂正 NO-Neos SpA (ネオス SpA)

NO-01 UN 3480 リチウムイオン電池、および UN 3090 リチウム金属の単電池および組電池 および UN 3551 ナトリウムイオン電池 (UN 3480 および UN 3090、包装基準 965 および 968 の Section I-A および Section I-B) は、特別規定 A88 または A99 の下で当局によって認可されたものを含め、貨物としての輸送を受託しない。UN3481、および UN 3091、および UN 3552 包装基準 966、包装基準 967、包装基準 969 および包装基準 970 の Section I および Section II は以下からの事前承認があれば許可される。

email: simone.bovi@neosair.it

リチウム電池で作動する医薬品貨物のための温度ロガーは電子メールでの事前承認により許可される。

email: simone.bovi@neosair.it

PG-Bangkok Airways (バンコク航空) の後に PK-Pakistan International Airlines (パキスタン国際航空) を追加

□ PK-Pakistan International Airlines (パキスタン国際航空)

PK-01 重大な影響をもたらす危険物は、輸送を受託しない。

訂正 Q7-DHL Air Austria GmbH-DHL (ディー・エイチ・エル・エアオーストリア)

Q7-03 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で準備されたすべてのリチウムおよびナトリウムイオン電池は改修 (refurbished) されたものを含め、Regional/Globa Restricted Commodities Group-DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ、輸送を受託する。

Q7-08 手書きの危険物申告書は受託しない。以下の場所は手書きで削除できる。

- ・ 航空機のタイプ別制限
- ・ 貨物のタイプ

8.1.2.6.1 の記載どおりの手書きによる変更/または修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

Q7-09 危険物申告書が必要な危険物については、荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 QF-Qantas Airways (カンタス航空)

QF-06 UN 3480 の輸送—リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池は貨物としてカンタス航空機で輸送することを禁止する。これは包装基準 965 の Section IA および Section IB に適用する。

この禁止事項から免除される輸送は以下のとおりである・・・(途中省略)

上記適用免除される輸送は以下でなければならない。

- それぞれ正味量 **100-35**kg 以下であること。
- 危険物規則書の関連部分に従っていること (たとえば使用される場合、危険物申告書)。
- 1 航空機当たりの合計重量が 100kg 以下であること。
- クラス C 貨物室に搭載すること (下部貨物室のみ)。

訂正 QK-Jazz Aviation LP (ジャズ航空)

QK-01 (空欄) 複数航空会社間輸送のため危険物申告書が要求される場合は、3 部の原本写し (original copies) が発地において各貨物に提供されなければならない (8.1.2.3 および 10.8.1.4 参照)。

QK-02 荷送人は、輸送する各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“24-hour number”の文言**またはこれらの文言の略語**に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling information)”欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

QK-05 (空欄) 特別規定 A70 は航空機エンジンにのみ使用できる。乗り物、機械またはその他の装置とは個別に、もしくは組み込まれて輸送されるその他のすべての内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系統が燃料を含んでいるまたは含んだことがある場合は、本規則に従って分類しなければならない。

QK-06 包装基準 966、967、969、**および 970、977 および 978** の Section II の貨物については、(貨物の中の包装物がこれらだけの場合を除いて) 包装物の個数が航空貨物運送状の“品物の性質および量”欄に追記されなければならない。

QK-07 (空欄) 包装基準 966、967、969、970、977 および 978 の Section II に基づいて輸送されるリチウムまたはナトリウム電池は、正しく完成された” Lithium or Sodium Battery Section II- Shippers Transport Document” が付いている場合にのみ輸送のために受託される。Document 作成に利用可能なエアカナダのウェブサイトは以下を参照。

Website: www.aircanada.com/cargo/tools/forms-and-reference

荷送人によって提供される書類はエアカナダのウェブサイトで示される形式でなければならないが、エアカナダのロゴの代わりに荷送人のロゴでもよい。

QK-08 UN 3556 リチウムイオン電池で駆動する乗り物、UN 3557 リチウム金属電池で駆動する乗り物および UN 3558 ナトリウムイオン電池で駆動する乗り物は、貨物としての輸送を禁止する。

UN 3171、リチウム電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は輸送を受託し

ない。

QK-09 オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれた、使用済みおよび/または改修されたリチウムまたはナトリウムイオン電池 Section II は、貨物としての輸送は受託しない。

QK-10 UN 3090 リチウム金属電池、および UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3551 ナトリウムイオン電池は貨物としての輸送を禁止する。

□ QK-11 第1分類の火薬類は、区分 1.4S を除き、輸送を受託しない。

訂正 QY-European Air Transport Leipzig GmbH-DHL (ヨーロッパエアートランスポートライプツヒ-DHL)

QY-03 改装されたものを含み包装基準 965—966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II で準備されたすべてのリチウムおよびナトリウムイオン電池は Regional/Global Restricted Commodities Group - DHL Express Europe Headquarters の承認がある場合のみ輸送を受託する。

QY-08 手書きの危険物申告書は受託しない。以下の場所は手書きで削除できる。

- ・ 航空機のタイプ別制限
- ・ 貨物のタイプ

8.1.2.6.1 の記載どおりの手書きによる変更/または修正箇所は、各変更/修正が判読でき、申告書に使用されているものと同一の署名がされている場合は受託する。

QY-09 危険物申告書が必要な危険物については、荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書の“取り扱い注意 (Handling Information)”欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時連絡電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

訂正 RH-Hong Kong Air Cargo Carrier Ltd (香港貨運航空)

RH-07 包装基準 965 に従って準備された UN 3480、リチウムイオン単電池および組電池は、貨物としての輸送は受託しない。これは包装基準 965 の Section 1A および 1B に適用される。香港貨運航空本社の承認を得ていれば受託できる。

□ RH-08 UN 3551 ナトリウムイオン単電池および組電池は、貨物としての輸送は受託しない。これは包装基準 976 に適用される。

削除 すべての RS-Sky Regional Airlines (スカイリージョナル航空) の例外規定

訂正 RV-Air Canada Rouge (エアカナダルーージュ)

RV-01 (空欄) 複数航空会社間輸送で危険物申告書が要求される場合は、3 部の原本写し (original copies) が発地において各貨物に提供されなければならない (8.1.2.3、10.8.1.4 参照)。

RV-02 荷送人は、輸送する各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故が発生した際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は、“24-hour number”の文言またはこれらの文言の略語に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意 (Handling information)”欄に記入しなければならない (8.1.6.11 および 10.8.3.11 参照)。

RV-05 (空欄) 特別規定 A70 は航空機エンジンにのみ使用できる。乗り物、機械またはその他の装置とは個別に、もしくは組み込まれて輸送されるすべてのその他の内燃機関は、その燃料タンクまたは燃料系

続が燃料を含んでいるまたは含んだことがある場合は、本規則に従って分類しなければならない。

RV-06 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II に従った貨物については、(貨物の中の包装物がこれだけの場合を除いて) 包装物の個数が航空貨物運送状の“品物の性質および量”欄に追記されなければならない。

RV-07 包装基準 966、967、969、および 970、977 および 978 の Section II のもとで輸送されるリチウムまたはナトリウムイオン電池は正しく完成された“Lithium Battery Section II – Shippers Transport Document”が付いている場合にのみ輸送のために受託される。Document 作成に利用可能なエアカナダのウェブサイトは下記を参照：

Website: www.aircanada.com/cargo/tools/forms-and-reference

www.aircanada.com/cargo/en/tools-forms/#tab_forms-reference

荷送人によって提供される書類はエアカナダのウェブサイトで示される形式でなければならないが、エアカナダのロゴの代わりに荷送人のロゴでもよい。

RV-08 UN 3556 リチウムイオン電池で駆動する乗り物、UN 3557 リチウム金属電池で駆動する乗り物および UN 3558 ナトリウムイオン電池で駆動する乗り物は、貨物としての輸送を禁止する。

UN 3171、リチウム電池で駆動する、電池で駆動する乗り物 (Battery-powered vehicle) は輸送を受託しない。

RV-09 オーバーパック内に収納された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれた、使用済みおよび/または改修されたリチウムまたはナトリウムイオン電池 Section II は、貨物としての輸送は受託しない。

RV-10 UN 3090 リチウム金属電池および UN 3480 リチウムイオン電池 および UN 3551 ナトリウムイオン電池は貨物としての輸送を禁止する。

□ RV-11 第 1 分類の火薬類は、区分 1.4S を除き、輸送を受託しない。

新規追加 SE-European Cargo Limited (ヨーロッパアンカーゴ)

□ SE-05 リチウム電池には以下の制限が適用される。

- UN 3480 リチウムイオンの単電池および組電池と UN 3090 リチウム金属の単電池および組電池は、ヨーロッパアンカーゴからの事前承認がある場合のみ受託する。

- UN 3091 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属の単電池および組電池で Section 1 に従って準備されたものは、旅客機では貨物としての輸送は受託しない。

□ SE-06 使用済みおよび/または改修されたリチウム金属またはリチウムイオン電池は、単独で包装されても、または機器に組み込まれても/機器と共に包装されても、輸送は禁止される。

□ SE-07 特別規定 A88 に基づいて認可されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480/PI965) およびリチウム金属単電池および組電池 (UN 3090/PI968) の輸送は許可されない。

□ SE-08 UN 3480、包装基準 965 の Section 1A および 1B に従って準備されたリチウムイオン単電池および組電池は、ヨーロッパアンカーゴの危険物マネジャーの事前承認がある場合のみ輸送を受託する。電子メールは ground.ops@european.aero に送信のこと。

□ SE-09 UN 規格、“1A1 および 1A2 スチールドラム”またはプラスチック内容器スチールドラム外容器の複合容器 (6HA1) の単一容器に包装された危険物は、容器の上部と下部を保護するために適切なサイズの木製パレットでオーバーパックされていない限り輸送を受託しない。

□ SE-10 プラスチックドラムやプラスチックジェリカンの単一容器に収納された液体危険物は以下のように準備しなければならない：

- プラスチックドラム/プラスチックジェリカンは例えばファイバーボード箱などの他の強固な外装容器で保護しなければならない。
- オープンオーバーパックとして準備される場合、少なくとも容器の上部と下部を保護するために、

適切なサイズの発泡プラスチックまたは木製パレットが使用されなければならない。

□ SE-11 第8分類 — 腐食性物質。以下の品目は輸送を受託しない。

- ・ UN 2807 — ガリウム
- ・ UN 2809 — 水銀、および
- ・ UN 3506 — 製品に含まれる水銀

この禁止事項は、特別規定 A69 の規定に合致する UN 3506、製品に含まれる水銀には適用されない。

□ SE-12 荷送人は、輸送される各危険物の危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人または機関の24時間緊急時電話番号を提供しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言を使用して、危険物申告書の、できれば“その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)”欄に明確に記入しなければならない

訂正 SQ-Singapore Airlines (シンガポール航空)

SQ-07 以下をリチウム/ナトリウムイオン電池に適用する。

1. リチウム/ナトリウムイオン電池はシンガポール航空の事前承認がなければ貨物機での輸送を禁止する。
 - 。 貨物機で、貨物として輸送される包装基準 968 に従って準備されたリチウム金属単電池および組電池 (UN 3090)。
 - 。 貨物機で、貨物として輸送される包装基準 965 に従って準備されたリチウムイオン単電池および組電池 (UN 3480)。
 - 。 貨物機で、貨物として輸送される包装基準 976 に従って準備されたナトリウムイオン単電池および組電池 (UN 3551)
- ・ ・ ・ ・ ・ (以下省略)

訂正 TK-Turkish Airlines (トルコ航空)

TK-01 UN 3090 リチウム金属電池、および UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3551 ナトリウムイオン電池は貨物としての輸送は禁止する。

訂正 TR-Scoot Pte Ltd (スクート)

TR-07 UN 3480 リチウムイオン電池および UN 3551 ナトリウムイオン電池。包装基準 965 の Section I A および Section I B に従って準備されたリチウムイオン単電池および組電池または包装基準 976 に従って準備されたナトリウムイオン単電池および組電池はスクート航空での貨物としての輸送は禁止する。

この禁止事項は以下には適用しない。

- 。 UN 3481 包装基準 966 および包装基準 967 に従って準備された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン単電池または組電池。または
- 。 旅客または乗務員が携行する危険物についての規定が適用されるリチウム電池 (充電可)。(2.3.2 から 2.3.5 および表 2.3.A 参照)。
- 。 UN 3552 包装基準 977 および 978 に従って準備された、機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたナトリウムイオン単電池または組電池。

訂正 TY-Air Caledonie (エアカレドニア)

TY-01 包装等級 I の危険物は、微量危険物の輸送はとして輸送する時も同様に、危険物マネジャーの承

認を必要とする。E-mail contact (メールでの連絡先): jean-nicolas-dominici@air-caledonie.nc

TY-02 (空欄) 少量危険物は受託しない。(危険物規則書 2.7 “Y” 包装基準)

TY-03 (空欄) エアカレドニアは以下の目的地を発着する危険物の輸送は行わない。

~~全ての国際線目的地~~

TY-04 以下の危険物のエアカレドニアでの輸送は禁止する。

~~区分 2.1 および 2.3~~

- 区分 4.2 および 4.3
- UN 3373 を除く区分 6.2
- ドライアイス、UN 1845
- 第 7 分類、放射性物質

訂正 UL-Srilankan Airlines (スリランカ航空)

UL-04 航空郵便内のスリランカ発の危険物の輸送は受託しない (2.4 および 10.2.2 参照)。

UL-06 放射性物質を含む貨物には事前認可が要求される。情報は以下から取得できる。

Director ~~(inspection and enforcement)~~ / ~~(Director General cover-up)~~

General/Director Authorization

Sri Lanka Atomic Energy Regulatory Council,

No. 977/18,

Kandy Road,

Bulugaha Junction,

Kelaniya

SRI LANKA

Tel: +94 11 2984096 ~~(Direct)~~

Tel: +94 766685656 ~~(Mobile)~~

Fax: +94 11 2984099

email: kapiladesilva@aerc.gov.lk

または

~~Deputy~~ Director (Inspection ~~Industrial Application, &~~ Enforcement)

Sri Lanka Atomic Energy Regulatory Council

No 977/18,

Kandy Road

Bulugaha Junction,

Kelaniya

SRI LANKA

Tel: +94 11-~~2987860~~ 2984098 ~~(Direct)~~

Tel: +94 71 8330846 ~~(Mobile)~~

Fax: +94 11 2984099

email: prageeth@aerc.gov.lk

または

~~Deputy Director (Inspection Industrial Application, Enforcement)~~

~~Sri Lanka Atomic Energy Regulatory Council~~

~~No 977/18,~~

~~Kandy Road~~

~~Bulugaha Junction,~~

Kelaniya

SRI LANKA

Fax: +94 11 298 4099

E-mail: prageeth@aerc.gov.lk

UL-07 医療用のため必要な気体酸素または空気シリンダーの輸送は受託しない。詳細については航空会社に連絡すること。旅客が酸素補給を必要とする場合は、スリランカ航空に事前に要請をしなければならない。(2.3.4.1 参照)。追加の酸素キットはスリランカ航空によって提供される。

UL-08 リチウム電池駆動の小型の乗り物 (UN 3171) は、機内持ち込み手荷物または受託手荷物として輸送禁止である許可されない。この禁止規定はこれらのリチウム電池駆動の小型の乗り物の例として、エアホイール (air wheels)、ソロホイール (solo wheels)、バランスホイール (balance wheels) およびホバーボード (hover boards)、ミニセグウェイ (mini-segways)、自転車 (bikes) がある。に適用するがこれに限定したものではない。これらの機器は“移動補助機器”ではなく、“携帯用電子機器”として扱われる。

スリランカ航空でこれらの機器を携行して旅行する身体の不自由な旅客は、旅行を開始する前に予約部門に連絡する必要がある。

□ UL-12 固形二酸化炭素 (ドライアイス) UN 1845 の輸送は、航空機の種類によって制限されており、航空機の制限を超えるかどうかを決定するために、予約手続き中にドライアイスの正味量を提供する必要がある。

□ UL-13 感染した動物は、生きているか死んでいるかにかかわらず、輸送を受託しない。

□ UL-14 荷送人は、以下の場合には、これらの検体の分類を確認する、医療、科学またはその他の同様の専門家によって署名され発行された証明書を添付しなければならない。

- ・ 生物由来物質カテゴリーB の貨物
- ・ 3.6.2.2.3.8 に従って準備された被験者の検体標本

第4章

訂正された危険物リスト (4.2)

危険物リストを以下のように修正

UN/ID No.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Hazard)	Hazard Label(s)	PG	EQ	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
3171	Battery-powered equipment	9	Miscellaneous		E0	Forbidden		952	No limit	952	No limit	A67 A87 A94 A182 A199 A214	9L
3171	Battery-powered vehicle	9	Miscellaneous		E0	Forbidden		952	No limit	952	No limit	A67 A87 A94 A182 A199 A214	9L
3551	Sodium ion batteries with organic electrolyte	9	Lithium batt. or sodium ion batt.		E0	Forbidden		Forbidden		35 kg	976	A88 A99 A154 A183 A228 A201 A331 A334 A802	12FZ
3552	Sodium ion batteries contained in equipment with organic electrolyte	9	Lithium batt. or sodium ion batt.		E0	Forbidden		978	5 kg	978	35 kg	A48 A88 A99 A154 A181 A185 A228	12FZ
3552	Sodium ion batteries packed with equipment with organic electrolyte	9	Lithium batt. or sodium ion batt.		E0	Forbidden		977	5 kg	977	35 kg	A88 A99 A154 A181 A185 A228 A802	12FZ
3423	Tetramethylammonium hydroxide, solid	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I	E5	Forbidden		665	1 kg	672	15 kg	A113 A234	6C
3423	Tetramethylammonium hydroxide, solid	8	Corrosive	II	E2	Y844	5 kg	859	15 kg	863	50 kg	A234	8L
1835	Tetramethylammonium hydroxide, solution	8	Corrosive	II	E2	Y840	0.5 L	851	1 L	855	30 L	A3 A234 A803	8L
				III	E1	Y841	1L	852	5L	856	60L		8L

UN/ID No.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Hazard)	Hazard Label(s)	PG	EQ	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code		
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg			Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg								
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N		
1835	Tetramethylammonium hydroxide, aqueous solution with 2.5% or less tetramethylammonium hydroxide	8	Corrosive	III	E1	Y841	1L	852	5L	856	60L	A3 A233 A234 A803	8L		
1835	Tetramethylammonium hydroxide, aqueous solution with more than 2.5% but less than 25% tetramethylammonium hydroxide	8 (6.1)	Corrosive & Toxic	II	E2	Y840	0.5L	851	1L	855	30L	A113 A233 A234	8P		

訂正された特別規定（4.4）

480 ページの A88 を以下のように訂正

A88 リチウム単電池または組電池、またはナトリウムイオン単電池または組電池の本格生産前の試作品で、それらが試験のために・・・・

リチウムまたはナトリウムイオン電池が本特別規定に従って当局の認可に基づき輸送される場合、危険物申告書上の包装基準は“910”と記載しなければならない。当該要件はリチウム電池の試作品が機器と共に包装されて、または機器に組込まれて輸送される場合にも適用される・・・・（以下省略）。

第5章

以下のサブセクションを訂正

503 ページ 5.0.1.3 貨物コンテナおよびULD（ユニットロードデバイス）の使用（Use of Freight Containers and Unit Load Devices）

荷送人は危険物が、貨物コンテナまたはULD（ユニットロードデバイス）の中に入っていないことを確認しなければならない。ただし、以下を除く。

- (a) 放射性物質用の貨物コンテナ（付録 A 参照）。・・・・（以下、(d) まで省略）
- (f) 包装基準 959 に従って準備された UN 3245、遺伝子組み換え生物または遺伝子組み換え微生物。
- (g) 包装基準 966、967、969、970、977、978 の Section II の規定に合致したリチウムイオン、またはリチウム金属およびナトリウムイオンの単電池および組電池。
- (h) 包装基準 208(a) に従って準備された UN 3164、水圧により加圧されている物品または空気圧により加圧されている物品。・・・・（以下省略）

504 ページ 5.0.1.5 オーバーパック (Overpacks)

5.0.1.5.1 オーバーパックには、相互に危険に反応し合う異なった物質を含む包装物または表 9.3.A によって隔離する必要がある危険物を含む包装物を入れてはならない。加えて、UN 3090 包装基準 968 の Section IA または Section IB に従って準備されたリチウム金属電池、および UN 3480 包装基準 965 の Section IA または Section IB に従って準備されたリチウムイオン電池および UN 3551 包装基準 976 に従って準備されたナトリウムイオン電池を含む包装物は、区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1 または区分 5.1 に分類される危険物を含む包装物と一緒に一つのオーバーパックに入れることは許可されない。

509 ページ 5.0.2.11 一つの外装容器に収納される異なる危険物 (Different Dangerous Goods Packed in One Outer Packaging)

以下の条件を満たす場合には、2 品目以上の危険物および本規則の適用を受けないその他の品物を一つの外装容器に収納することができる。

(a) その危険物が、相互に、または他の物と危険な反応を起こさずに以下の結果をもたらさないものであること。

- ・ 燃焼しおよび/または、大きな熱量の放出。・・・ (以下、注まで省略)

注：

1. 放射性物質を含む輸送物は、10.5 を参照すること。・・・ (以下 3 まで省略)

4. UN 3090、包装基準 968 の Section IA または Section IB に従って準備されたリチウム金属電池、および UN 3480、包装基準 965 の Section IA または Section IB に従って準備されたリチウムイオン電池および UN 3551 包装基準 976 に従って準備されたナトリウムイオン電池は、区分 1.4S 以外の第 1 分類、区分 2.1、第 3 分類、区分 4.1 または区分 5.1 に分類される危険物と一緒に同じ外装容器に入れることは許可されない。

以下の包装基準を訂正

761 ページ 包装基準 966

本基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器と共に包装されたリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池 (UN 3481) に適用する。

本包装基準の目的から、“機器 (equipment)” とは、・・・ (以下、途中まで省略)

試験方法および判定基準の国連マニュアルの Part III、sub-section 38.3.2.3 (Part III, sub-section 38.3.2.3 of the UN Manual of Tests and Criteria) に定義されたような単一の単電池からなる電池 (single cell battery) は“単電池”とみなされ、本包装基準の目的上、“単電池”に対する要件に従って輸送されなければならない。

注：

リチウム電池のガイダンス書 (A lithium-battery guidance document) は以下の link にて参照できる。

<https://www.iata.org/lithiumbatteries>

追加要件 — Section II

単電池および/または組電池は：

- ・ 内装容器内に完全に収納し、それから 5.0.2.4, 5.0.2.6.1 および 5.0.2.12.1 に適合する容器に完全に収納し、それから機器と共に強固で頑丈な外装容器に入れなければならない。または、
- ・ 内装容器内に完全に収納し、それから機器と共に 5.0.2.4, 5.0.2.6.1 および 5.0.2.12.1 に適合する強固で頑丈な外装容器に入れなければならない。

765 ページ 包装基準 967

本基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器に組み込まれたリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池（UN 3481）に適用する。

本包装基準の目的から、“機器（equipment）”とは、リチウム単電池またはリチウム組電池が、その作動のために電力を供給する器具（device）または装置（apparatus）を意味している。・・・（途中省略）
試験方法および判定基準の国連マニュアルの PartⅢ、sub-section 38.3.2.3（PartⅢ， sub-section 38.3.2.3 of the UN Manual of Tests and Criteria）に定義されたような単一の単電池からなる電池（single cell battery）は“単電池”とみなされ、本包装基準の目的上、“単電池”に対する要件に従って輸送されなければならない。

注：

リチウム電池のガイダンス書（A lithium-battery guidance document）は以下の link にて参照できる。

<https://www.iata.org/lithiumbatteries>

追加要件 — SectionⅡ ・・・（途中省略）

危険物申告書は要求されない。

貨物にリチウム電池マークが施された包装物があり、航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium ion batteries in compliance with SectionⅡ of PI 967”の文言が航空貨物運送状に含まれなければならない。・・・（以下省略）

768 ページ 包装基準 968

本包装基準は貨物機専用として輸送されるリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池（UN 3090）に適用する。

一般要件は本包装基準に従って輸送するため準備されたすべてのリチウム金属単電池および組電池に適用する。・・・（途中省略）

試験方法および判定基準の国連マニュアルの PartⅢ、sub-section 38.3.2.3（PartⅢ， sub-section 38.3.2.3 of the UN Manual of Tests and Criteria）に定義されたような単一の単電池からなる電池（single cell battery）は“単電池”とみなされ、本包装基準の目的上、“単電池”に対する要件に従って輸送されなければならない。

注：

リチウム電池のガイダンス書（A lithium-battery guidance document）は以下の link にて参照することができる。

<https://www.iata.org/lithiumbatteries>

771 ページ 包装基準 969

本基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器と共に包装されたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池（UN 3091）に適用する。

本包装基準の目的から“機器（equipment）”とは、リチウム単電池またはリチウム組電池が、その作動のために電力を供給する器具（device）または装置（apparatus）を意味している。・・・（途中省略）

試験方法および判定基準の国連マニュアルの PartⅢ、sub-section 38.3.2.3（PartⅢ， sub-section 38.3.2.3 of the UN Manual of Tests and Criteria）に定義されたような単一の単電池からなる電池（single cell battery）は“単電池”とみなされ、本包装基準の目的上、“単電池”に対する要件に従って輸送されなければならない。

注：

リチウム電池のガイダンス書（A lithium-battery guidance document）は以下の link にて参照することができる。

<https://www.iata.org/lithiumbatteries>

774 ページ 包装基準 970

本包装基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器に組み込まれたリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池（UN 3091）に適用する。

本包装基準の目的から、“機器（equipment）”とは、リチウム単電池またはリチウム組電池が、その作動のために電力を供給する器具（device）または装置（apparatus）を意味している。

一般要件は、本包装基準に従って輸送するため準備された、機器に組み込まれたすべてのリチウム金属およびリチウム合金の単電池および組電池に適用する。・・・（途中省略）

試験方法および判定基準の国連マニュアルの PartⅢ、sub-section 38.3.2.3（PartⅢ， sub-section 38.3.2.3 of the UN Manual of Tests and Criteria）に定義されたような単一の単電池からなる電池（single cell battery）は“単電池”とみなされ、本包装基準の目的上、“単電池”に対する要件に従って輸送されなければならない。

注：

リチウム電池のガイダンス書（A lithium-battery guidance document）は以下の link にて参照することができる。

<https://www.iata.org/lithiumubatteries>

追加要件 — SectionⅡ ・・・（途中省略）

危険物申告書は要求されない。

貨物にリチウム電池マークが貼付された包装物があり、航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium metal batteries in compliance with SectionⅡ of PI 970”の文言が航空貨物運送状に含まなければならない。・・・（以下省略）

781 ページ 包装基準 977

本基準は旅客機および貨物機にて、および貨物機専用として輸送される機器と共に包装されたナトリウムイオン電池の単電池および組電池（UN 3552）に適用する。・・・（途中省略）

追加要件 — SectionⅡ

単電池および/または組電池は：

。内装容器内に完全に収納し、それから5.0.2.4, 5.0.2.6.1 および5.0.2.12.1 に適合する容器に完全に収納し、強固で頑丈な外装容器に入れ、更に機器と共に強固で頑丈な外装容器に入れなければならない。または、

。内装容器内に完全に収納し、それから機器と共に5.0.2.4, 5.0.2.6.1 および5.0.2.12.1 に適合する強固で頑丈な外装容器に入れなければならない。

第6章

817 ページ 6.4.2.4.1 の以下の表を以下のように訂正

6.4.2.4.1 以下の基準を国連規格シリンダーの定期検査および試験に適用する。

参照	表題	製造への適用
ISO 6406:2005	継ぎ目なし鋼製ガスシリンダー — 定期検査および試験	2024 年 12 月 31 日 まで
ISO 18119:2018	ガスシリンダー — 継ぎ目なし鋼製および継ぎ目なしアルミニウム合金製ガスシリンダーおよびチューブ — 定期検査および試験	2026 年 12 月 31 日 まで
ISO 18119:2018 + Amd 1:2021	ガスシリンダー — 継ぎ目なし鋼製および継ぎ目なしアルミニウム合金製ガスシリンダーおよびチューブ — 定期検査および試験	2024 年 12 月 31 日 別途通知するまで
ISO 10460:2005	ガスシリンダー — 溶接された炭素鋼製のガスシリンダー — 定期検査および試験 注： 当該基準の条項12.1 (clause12.1) で述べられている溶接の修理は認められない。条項12.2 (clause12.2) による修理は、6.4.2.6に従って定期検査試験機関を認可した該当する国の当局による認可を必要とする。	2024 年 12 月 31 日 まで

第 7 章

852 ページ 7.2.3.9.1 を以下のように訂正

7.2.3.9.1 第 9 分類の物質については、危険物リストで要求されているとおりの、第 9 分類その他の危険物ラベル (図 7.3.W) またはリチウム電池用およびナトリウムイオン電池用の“リチウム電池またはナトリウムイオン電池”ラベル (図 7.3.X) を貼付すること。磁性物質が収納されている場合は、第 9 分類のラベルに代えて、磁性物質ラベルを貼付しなければならない。

第 8 章

以下のサブセクションを訂正

873 ページ 8.0.1.2 以下の物品または物質は、“危険物申告書”を必要としない。

- UN 3164、水圧により加圧されている物品 (包装基準 208(a) 参照) ・ ・ ・ (途中省略)
- UN 3245、遺伝子組換え生物 (GMOs)、遺伝子組換え微生物 (GMMOs) (包装基準 959 参照)
- 包装基準 966, 967, 969、~~または 970、977 または 978~~ の Section II の規定に合致するリチウムイオン、~~または~~リチウム金属~~またはナトリウムイオン~~単電池または組電池
- UN 2807、磁性物質 (包装基準 953 参照)
- 放射性物質の適用除外輸送物 (RRE) (10.5.8 参照)

873 ページ 8.1.1 申告書書式の規格 (Specification for Declaration Form)

8.1.1.1 書式と言語 (Format and Language)

(書式) 印刷済みの申告書用紙は、後に定める場合を除き、8.1.7 の見本の申告書と同一書式で印刷し、かつ英語による同一表現を表示すること。加えて、要求される場合は、英語の用語を別の言語で正確な翻訳を印刷補足することができる。“危険物の性質および量 (Nature and Quantity of Dangerous Goods)”

欄で、点線で囲まれている部分は、荷送人の必要に応じ、その欄およびボックスのスペースを変更することができる。

コンピューターシステムで作成された申告書用紙は、・・・・・・（以下省略）

第9章

903 ページ 表 9.1.A を以下のように訂正

表 9.1.A

適用される受託手順の要約 (9.1.3.3)

(Applicable Acceptance Procedures Summary)

電池マーク (7.1.5.5)							
航空運送状が使用される場合、航空運送状への文言 (8.2.3, 8.2.5 または包装基準)							
機長への情報の提供 (NOTOC) 9.5.1.1							
ULD の識別 (9.3.8)							
IATA 危険物申告書 (8.1)							
正式な受託および受託チェックリスト (9.1.2 & 9.1.3)							
UN No	正式輸送品目名および/または記述						
...	 (途中省略)						
UN 2910	放射性物質—適用除外輸送物—放射エネルギーの限定された量の物質	NO	NO	NO	NO	YES	N/A
UN 3552	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従ったもの	NO	NO	NO	NO	YES	YES
☐ UN 3552	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従い機器に組み込まれた 4 個の単電池 または 2 個の組電池以下のもの	NO	NO	NO	NO	NO	NO
UN 3552	機器と共に包装された有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 977 の Section II に従ったもの	NO	NO	NO	NO	YES	YES
☐ UN 3481	機器に組み込まれたボタン/コイン型電池 包装基準 967、970、お	NO	NO	NO	NO	NO	NO
UN 3091	よび 978 の Section II に従ったもの (4 個以上の単電池を含む場合がある)						
UN 3552							

以下のサブセクションを次のように訂正

903 ページ 9.1.4 貨物コンテナおよび ULD (ユニットロードデバイス) の受託 (Acceptance of Freight Containers and Unit Load Devices)

9.1.4.1 運航者は以下のものを除き、危険物を収納した ULD (ユニットロードデバイス) または貨物コンテナを荷送人から受託してはならない。

- (a) 放射性物質用の貨物コンテナ (付録 A 参照)。
- (b) 包装基準 Y963 に従って包装された ID 8000 (途中省略)
- (f) 包装基準 959 に従って準備された UN 3245、遺伝子組換え生物または遺伝子組換え微生物。

- (g) 包装基準 966、967、969、970、977 および 978 の Section II の規定に合致したリチウムイオン、またリチウム金属またはナトリウムイオンの単電池あるいは組電池。
- (h) (以下省略)

907 ページ 表 9.3.A 包装物の隔離 (9.3.2)

. . . . (表 9.3.A は省略)

注：

1. 縦欄と横欄の交点の“×”は、これらの分類/区分の危険物を含む包装物は隔離されなければならないことを示す。縦欄と横欄の交点の“-”は、これらの分類/区分の危険物を含む包装物の隔離を要しないことを示す。
2. 区分 1.4.S と第 6 分類、第 7 分類および第 9 分類（リチウムおよびナトリウムイオン電池以外、9.3.2.1.3 参照）は、他の分類の危険物からの隔離を必要としないので、表 9.3.A に含まれていない。

913 ページ 9.5.1 機長 (Pilot-in-Command)

9.5.1.1 機長への通知 (Notification to Captain)

9.5.1.1.5 UN 3480（リチウムイオン電池）、および UN 3090（リチウム金属電池）および UN 3551（ナトリウムイオン電池）については、9.5.1.1.3 により要求される情報に替えて、国連番号、正式輸送品目名、分類番号、それぞれの搭載場所の合計量、包装物が取り卸ろされる空港名および当該包装物が貨物専用機で輸送されなければならないか否かという記載でもよい。政府の適用免除で輸送される UN 3480（リチウムイオン電池）および UN 3090（リチウム金属電池）は、9.5.1.1.3 のすべての要件に合致しなければならない。

付録 A

次の定義を以下のように訂正

1037 ページ ●電池容量表示 (INDICATED BATTERY CAPACITY)

計器ディスプレイや表示灯によって表示された利用者が見ることができる車両または機器の走行可能距離または使用可能なバッテリーの残量表示。

付録 D.1

危険物に関する以下の当局の連絡先情報を以下のように訂正

1081 ページ Chile (RCH)

Advisor

AVSEC

Direccion General De Aeronautica Civil

DGAC-Clasificador 3

Correa 9

Providencia - Santiago

CHILE

Tel: +56 (2) 2439 2355 +56 (9) 9549 9265

Fax: +56 (2) 2436 8137 +56 (2) 2290 4786

email: ~~ecorda@dgac.gob.cl~~ rmachuca@dgac.gob.cl

Website: www.dgac.gob.cl

1086 ページ Kenya (EAK)

Head of Flight Operations

Kenya Civil Aviation Authority (KCAA) Civil Aviation Authority

Senior Flight Operations Inspector - Dangerous Goods

Aviation House, JKIA

P.O. Box 30163-00100

Nairobi

KENYA

Tel: +254 20 827 470 +254 020 827 470 Ext. 2307

Tel: +254 722 625 700 +254 709 725 000

Fax: +254 20 822 300 +254 020 682 7808

email: rkingori@kcaa.or.ke safety@kcaa.or.ke

Website: ~~www~~.https://kcaa.or.ke

1087 ページ Kosovo (KOS)

Civil Aviation Authority of Kosovo (CAAK)

Arbëria District Zejnel Salihu Street No.22

Ahmet Krasniqi St.

10 000 Pristina

KOSOVO

Tel: +381 (0) 38 248 629 +383 38 200 74278

Fax: +381 (0) 38 211 009

Email: infocaa@caa-ks.org dg@caa-ks.org

Website: ~~www.caa-ks.org~~ https://caa.rks-gov.net

付録 D.2

放射性物質に関する以下の当局の連絡先情報を以下のように訂正

1104 ページ Kenya (EAK)

Kenya Nuclear Regulatory Authority

Kasneb Towers II,

9th floor. Off Hospital Road,

Upper Hill

P.O. BOX 19841 - 00202

Nairobi,

Kenya

Tel: +254 769 545 288

Email: info@knra.co.ke

Website: <https://knra.co.ke/>

Ministry of Health

Radiation Protection Board

P.O. Box 19841

00202 Nairobi

KENYA

Tel: Fax: +254 (20) 271 4558; 271 4397

Tel: Fax: +254 (20) 271 4383

Fax: Telex: 22272

Tel: Fax: Cable: MINHEALTH NAIROBI

email: rpbkenya@nbnet.co.ke

Democratic People' s Republic of Korea (KPG)の次に Kosovo (KOS)の新規の連絡先情報を追加

□ **Kosovo (KOS)**

Office of the Prime Minister

Kosovo Agency for Radiation Protection and Nuclear Safety

Johan V Hahn Street No. 11

10 000 Pristina

KOSOVO

Tel: +383 38 200 14519

Email: akmrrsb@rks-gov.net

Website: <https://akmrrsb.rks-gov.net>